

不允招議與也。

一、出席議員は次のとおりである。

出席議員は次のとおりである。

一、出席議員は次のとおりである。

出席議員は次のとおりである。

一、議事事務局の職員は次のとおりである。

議事事務局長 島田留君、書記 野崎重君、市川地利君

一、地方自治法第百五十二条の規定により、今議事説明のため出席を求めらるる次のとおりである。

出席。

町長 石川常太郎君、助役 森田幸造君、以後秋山誠一君。

警長 横崎俊文君、大野忠一君、橋本存蔵君

警長 眞井喜代次君、森田留君、生子國利君

警長 町田信三君、上野重勝君、岡水求君

警長 田村忠雄君、古谷徳男君

一、今日の議事日程は次のとおりである。

日程第一、今議録署名議員の指名について、

日程第二、今期の決定について、

日程第三、福生町税賦課徴収兼何の部改正する案、創案（議案第二号）

出席議員第一、常任委員三名の選任について、（選挙第一号）

出席議員第二、常任委員三名の選任について、（選挙第一号）

出席議員第三、福生町議会運営委員会委員の選任について、（選挙第二号）

出席議員第四、福生町議会運営委員会委員の選任について、（選挙第二号）

（報 告）

出席議員第五、一部事務組合議事議員の選任について、（選挙第三号）

出席議員第六、東京都市計画地区審議会委員の選挙について、（選挙第四号）

出席議員第七、右種委員の選任について、（選挙第五号）

出席議員第八、議席の変更について、（決 定）



の部改正について説明いたすと思ふ。今日の地方税法の改正に際しましては昨年、町民税の拡大等々方式の廃止等によりまして、相当大なる改正がなされたので本年更に打ちおして示さるべき補足的な内容の修正と、又法人税法並びに所得税法をやり、三月五日に全文改正になりまして、そのうち案の中の条々の整理の主体でございまして、具体的内容はほとんど同じであるが、町民税を撤して市町村を通りかゝります。又今回の問題点として申し上げますのは、まず年度の拡大等々方式の廃止によりまして、市町村団体の財政事情が逼迫し、わが支那行政事情の高という事により地方行政の事業が不充て切であるところから現状でございまして、今後の問題は、とりまして甲午年改めの方は甲午年改めに打ちおしては相當大なる補正の改正が必要であるところの事でございます。その具体的な内容は、昭和九年度には固定資産税の評価額等の改正が行われ、実質的な改正は二割程度に止めたところの事がございます。併せて、更増とあのういふことがありまして、これは甲午年改めの方は甲午年に改正されるものと思つた。

[illegible]

もしや、株式配当の源泉課税等の関係で来年度の税率が変更となる可能性があり、その
他施行に伴う経過措置などがあるものや「ふるさと納税」の控除額や「ふるさと納税」
の地方税法改正に伴う町税徴収集額の改正により町税減額申請し、下げた場合
は「ふるさと納税」。

一議長(齋橋千春君)　ニハナリ偵察士行ハス。

夏議正之時及者乃

一議長(高橋千春君) 二以下、復疑と略語とレテ、おけりレテ、議東
第千五は原案通り決まり、附議あり多ク、

實錄卷之七

一、議長、副議長、各議員、
通し可決いたしました。

一議長（高橋千春君）　おはかりなれます。おきむくに州昭布の通り、常任委員
会委員の選任について、七件が日程に集まりなれど、この思ひ案が、ふたつ、

福生町議会

議事要人

（實議なしと評者あり）

一議長、副議長、香忍、川奥、議事、レと認める。ふつ、常任委員、今委員の選任につ
て、手交件は目録に追加する事、決定した。レ。

一、議長(高橋千春君) 二、暫時休開(山本幸)

休息 午前九時三十分

朱議午前九時四十五分

千七番世本益夫副議長、議長席より、(副議長長田席)

一、副議長（根本前大君）休憩前に引き続き、今議事用を事。おまわりいたします。

休憩中に議長（高橋議長より）議長の辞職願が提出された。この際、議長は直

に、先議のことに思ひます。このため、議事を中止する。

異議なしと呼習あり

副議長(葉木寅次郎) 副議長として認められ、よくお考えになり、認めていただき、進め

日程と議題とをうることと決定いたしました。

一 副議長(世本喬次君) 但し日程第九議長の辞職許可にひいては議題に依ります。本件は議長(高橋謙三君)の身の上事故、地方自治会第百条より、除かれたいと思ひ、手あひに引当議題の多め。

(副議長は引当者あり)

一 副議長(世本喬次君) 引当議題なしと認めます。よろしく除けする事に決定いたします。

一 副議長(世本喬次君) 事務局長より辞職願の朗読をうけます。

一 議事事務局長(島田福君) 朗読。

今般、存分都合より、福生町議会議長の職を辞したいと思ひます。この旨は、第百条の規定より、許可を仰ぐよう、お取りはかりいただきたく、お願ひ申し述べます。

昭和四年四月二十八日

福生町議会議長 高橋千春

福生町議会議長 世本喬次殿

一 副議長(世本喬次君) おけりいたします。ただ、事務局長より朗読のありしに、高橋議員の議長の辞職願を許可するに引当議題の多め。

(副議長は引当者あり)

一 副議長(世本喬次君) 引当議題なしと認めます。よろしく高橋議員の議長辞職願を許可する事に決定いたしました。(高橋議員入場)

一 副議長(世本喬次君) 大分、議長が欠員となりまして、但し日程第十議長の選挙にひいては議題に依ります。事務局長より朗読をうけます。

一 議事事務局長(野崎重君) 朗読(省略)

一 副議長(世本喬次君) 今般、投票せむ、議長選挙を行ひます。投票の場の議場の出入口に成願のたし。

一、副議長（佐々木喬次君）　大分県の出席議員は、田中君、吉田君、柳井君、大石君、
市、会議規則第百九条の規定により、委員を田村議員、友山、大沼議員、
の各七名指定したといふ思ひ事のみ、これに同意する者あり多人也。

夏議世之呼者乃一

一副議長並本筋大石 川夏議長と御めさう決定は出来ぬ

一、副議長〔基本審判官〕投票用紙と配布の公平。

(議定事務可、投票用紙を配付す。)

一副議長（佐本勘次郎）投票用紙の配布状況は、お見事な。

（永後可）

一、副議長（並水商大君）
正と總の事、投票箱古改の事。

議定事務、投票箱之失竊等。

一、副議長（在本省久居）
異状なしと認める。念のため申し示す。投票は筆記

無部名アリ之り。投票用紙に被選者の氏名を記載し、一番議員より

福生町議会

順次投票願者

投票用紙

一、副議長(植本喬次君)投票権はいかり多々

(一) 解答なし

一、副議長（基本審判官）
なしく認めず。投票を認めない。議場の員

口の先鋒を解く事。

一、副議長、世本尚史君、用票古行い事。之令、人田村議員及び大石議員に

お頼みします。

(開票開始)

二、副議長（基本喬史君） 選挙の結果を局長として報告した事。

一、議金事務員長（島田好留君）

選挙の結果について報告いたしました。此等急務

三四石、投票^鮎數三回票、有効投票^鮎數三票、無効投票一票、内訳、有効投票數三票中、中西虎藏議員十五票、石川信義議員八票、